三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び南アルプス市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二千四百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年十一月二日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
山梨県中央市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
中央市（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び中央市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二千四百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年十一月二日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる水産省告示第二百八十三号で指定された重要流域をいう。）に係るもの（国有林に係るものを除く。）に限る。）で定めるところによる。
平成八年十一月七日農林水産省告示第千七百四十九号
二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二千四百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年十一月二日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。
平成八年十二月六日農林水産省告示第千九百号
二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二千四百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年十一月二日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。
平成八年十一月七日農林水産省告示第千七百五十三号
二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二千四百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年十一月二日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。
平成八年十一月七日農林水産省告示第千七百四十八号
二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

○国土交通省告示第千八十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十五項において準用する同条第四項の規定により、流山都市計画事業新市街地地区一体型特定土地区画整理事業の施行規程の変更（第五回）及び事業計画の変更（第八回）について、その関係図書を次のように縦覧に供するため土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定により次のとおり告示する。

平成二十七年十一月二日

国土交通大臣　石井　啓一

一　縦覧開始の日　平成二十七年十一月三日（縦覧期間二週間）
二　縦覧場所　千葉県流山市駒木一七六　独立行政法人都市再生機構千葉常磐業務部
三　縦覧時間　午前九時三十分から午後五時三十分まで

○国土交通省告示第千八十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十七年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年十一月二日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川等の名称
古々山
二　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から三十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域
兵庫県神戸市北区山田町上谷上
字古々山　二九番一八三　一号及び三十五号から九号まで及び十六号から三十四号まで
二九番四三七　二九番七七　十号から十五号まで

○国土交通省告示第千八十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年十一月二日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川等の名称
北股
二　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地（昭和二十八年建設省告示第千四百二十六号で指定した土地の区域及び平成二十七年国土交通省告示第七百二十九号で指定した同号二に掲げる土地の区域を除く。）
奈良県吉野郡野迫川村大字北股
二〇八番二一
二〇八番一四四
二〇八番一五七
二〇八番一五八
二八三番
二〇三番
二〇七番一
二〇七番三
二〇七番二四
二〇七番六六
二〇七番八二
二〇七番九〇
二〇七番一〇一
二〇七番一一一
二〇七番一二八
二〇七番一三三
二〇七番一四一
二〇七番一五三
二〇七番一六〇
二〇七番一六五
二〇七番一七四
二〇七番一八〇